

消費生活
緊急情報

第49号

平成24年9月13日

CO₂（二酸化炭素）排出権取引
の勧誘にご注意を！

電話をかけてきた業者と会うと、**CO₂（二酸化炭素）排出権取引の勧誘**だった。取引の内容は理解できなかったが、元本は保証されるなどとしつこく勧誘されたので、借金してお金を渡してしまった。

後日、業者から損失が出ていると言われ、取り戻すための追加金を請求された。

取引の仕組みも分からず契約してしまったが、契約を解除して返金してほしい、といった相談が寄せられています。

取引の仕組みやリスクが理解できなければ、絶対に手を出さず、電話や訪問をうけても取引をするつもりがなければ、はっきり断ることが必要です。

万一契約してしまっても、出来るだけ早くお近くの消費生活センターにご相談下さい。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

（月～金、9時～17時）